

「川辺町いじめ防止対策推進条例（案）」意見募集結果について

「川辺町いじめ防止対策推進条例（案）」の策定に向け意見の募集を行いました。結果は以下のとおりです。ご意見をいただいた皆様、誠にありがとうございました。

1. 意見募集期間 令和2年7月22日（水）から令和2年8月12日（水）まで
2. ご意見の提出状況 意見提出者数 1名
3. 提出されたご意見と町の考え方 以下のとおり

| No. | ご意見 | 対応（町の考え方） |
|-----|--|--|
| 1 | この条例（案）では、いじめ防止対策の対象が小中学校だけになっていますが、保育所についても言及する必要があるのではないのでしょうか。 | この条例（案）では、いじめ防止対策の対象を小中学校としています。 こども園でも、幼児期から、いじめを行ってはいけないことについて、わかりやすく教育・保育が行われるよう努めるとともに、基本理念に準じて、幼児の道徳性と規範意識の芽生えが養われるよう努めます。 |
| 2 | 第2条第6号は体言止めですから、文章最後の句点は不要ではないのでしょうか。 | 「保護者 児童等に対し親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）」に改めます。 |
| 3 | 第11条「いじめ問題対策委員会」および第12条「いじめ問題調査委員会」の任期は決まっているようですが、再任規定がありません。同一人物がこれらの委員会に再任されることはないと考えていいのでしょうか。 | 第11条第4項「対策委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。」に改めます。 第12条「いじめ問題調査委員会」の委員の任期については、再調査が終了するときまでとなっていますので、再任規定は設けないこととします。 |